

令和3年第2回宮崎市議会（3月定例会）

提出案件一覧

1 件数

議案	103	件
報告	8	件
合計	111	件

2 内訳

(1) 議案（103件）

- ①令和3年度当初予算案（16件） ⇒ 議案第3号～議案第18号
- ②令和2年度補正予算案（15件） ⇒ 議案第19号～議案第33号
- ③工事請負契約の締結（1件） ⇒ 議案第34号
- ④財産の無償譲渡（23件） ⇒ 議案第35号～議案第57号
- ⑤財産の取得（2件） ⇒ 議案第58号・議案第59号
- ⑥財産の処分（1件） ⇒ 議案第60号
- ⑦市道路線の廃止（1件） ⇒ 議案第61号
- ⑧市道路線の認定（1件） ⇒ 議案第62号
- ⑨議決事項の一部変更（1件） ⇒ 議案第63号
- ⑩包括外部監査契約の締結（1件） ⇒ 議案第64号
- ⑪条例案（41件） ⇒ 議案第65号～議案第105号

(2) 報告（8件）

- ①専決処分の報告（8件） ⇒ 報告第1号～報告第8号
 - ・ 和解及び損害賠償の額を定めること（8件）

3 議案の概要

議案第3号から議案第18号まで 令和3年度当初予算案（16件）

《一般会計》

議案第3号 令和3年度宮崎市一般会計予算案 【財政課（予算担当課）】

《特別会計》

議案第4号 令和3年度宮崎市公営住宅建設資金特別会計予算案

議案第5号 令和3年度宮崎市国民健康保険特別会計予算案

議案第6号 令和3年度宮崎市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第7号 令和3年度宮崎市公園墓地特別会計予算案

議案第8号 令和3年度宮崎市卸売市場特別会計予算案

議案第9号 令和3年度宮崎市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算案

議案第10号 令和3年度宮崎市介護保険特別会計予算案

議案第11号 令和3年度宮崎市公設合併処理浄化槽事業特別会計予算案

議案第12号 令和3年度宮崎市宅地造成事業特別会計予算案

議案第13号 令和3年度宮崎市公債管理特別会計予算案

【財政課（予算担当課）】

《企業会計》

議案第14号 令和3年度宮崎市水道事業会計予算案

議案第15号 令和3年度宮崎市工業用水道事業会計予算案

議案第16号 令和3年度宮崎市公共下水道事業会計予算案

議案第17号 令和3年度宮崎市農業集落排水事業会計予算案

【上下水道局 管理部 財務課】

議案第18号 令和3年度宮崎市田野病院事業会計予算案

【保健医療課】

別添「令和3年度当初予算案のポイント」「令和3年度当初予算案の概要」

「令和3年度一般会計予算案の概要【資料編】」のとおり

議案第19号から議案第33号まで 令和2年度補正予算案（15件）

《一般会計》

議案第19号 令和2年度宮崎市一般会計補正予算（第14号）案

【財政課（予算担当課）】

《特別会計》

議案第20号 令和2年度宮崎市公営住宅建設資金特別会計補正予算（第2号）案

議案第21号 令和2年度宮崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第22号 令和2年度宮崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案

議案第23号 令和2年度宮崎市公園墓地特別会計補正予算（第1号）案

議案第24号 令和2年度宮崎市卸売市場特別会計補正予算（第2号）案

議案第25号 令和2年度宮崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第26号 令和2年度宮崎市公設合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）案

議案第27号 令和2年度宮崎市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）案

議案第28号 令和2年度宮崎市公債管理特別会計補正予算（第1号）案

【財政課（予算担当課）】

《企業会計》

議案第29号 令和2年度宮崎市水道事業会計補正予算（第1号）案

議案第30号 令和2年度宮崎市工業用水道事業会計補正予算（第1号）案

議案第31号 令和2年度宮崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）案

議案第32号 令和2年度宮崎市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）案

【上下水道局 管理部 財務課】

議案第33号 令和2年度宮崎市田野病院事業会計補正予算（第2号）案

【保健医療課】

別添「令和2年度3月補正予算案概要」のとおり

◇提案理由

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出するもの。

◇工事名

小戸保育所新築工事のうち建築主体工事

◇工事概要

- 1 工事内容 小戸保育所新築工事における建築主体工事（一部外構工事を含む。ただし、電気設備工事、空調設備工事及び給排水設備工事を除く。）
鉄筋コンクリート造2階建
延床面積 1084.38 m²
- 2 工事場所 宮崎市鶴島3丁目92番地
- 3 完成期限 令和4年3月4日

◇契約の方法

条件付一般競争入札

◇契約の金額

319,550,000円

◇契約の相手方

根井・山春・金丸特定建設工事共同企業体

議案第35号から議案第57号まで 財産の無償譲渡について（23件）

【地域コミュニティ課】

学習等供用施設及びコミュニティセンターの用途廃止に伴い、建物を地元自治会に無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、本案を提出するもの。

◇譲渡する財産 建物

◇譲渡の時期 令和3年4月1日

◇建物の概要及び譲渡する相手方

<議案第35号>

名称	旭町・広瀬台地区学習等供用施設
所在地	宮崎市佐土原町下田島 20304 番地 1
構造及び床面積	鉄筋コンクリート造2階建 536.58㎡
譲渡の相手方	旭町自治会及びひろせ台自治会

<議案第36号>

名称	松小路地区学習等供用施設
所在地	宮崎市佐土原町松小路 11 番地 1
構造及び床面積	鉄筋コンクリート造2階建 333.64㎡
譲渡の相手方	北松小路自治会及び南松小路自治会

<議案第37号>

名称	石崎地区学習等供用施設
所在地	宮崎市佐土原町下那珂 2043 番地
構造及び床面積	鉄筋コンクリート造平家建 130.52㎡
譲渡の相手方	竹ヶ島地区自治会

<議案第38号>

名称	平松地区学習等供用施設
所在地	宮崎市佐土原町下田島 16126 番地
構造及び床面積	鉄筋コンクリート造平家建 327.08㎡
譲渡の相手方	平松地区自治会

<議案第39号>

名称	福島地区学習等供用施設
所在地	宮崎市佐土原町下田島 14279 番地 1
構造及び床面積	鉄筋コンクリート造平家建 133.75㎡
譲渡の相手方	福島地区自治会

<議案第40号>

名称	梅野地区学習等供用施設
所在地	宮崎市佐土原町下田島 12074 番地 1
構造及び床面積	鉄筋コンクリート造平家建 131.20㎡
譲渡の相手方	梅野地区会

<議案第41号>

名称	大炊田地区学習等供用施設
所在地	宮崎市佐土原町下田島 11153 番地 1
構造及び床面積	鉄筋コンクリート造平家建 185㎡
譲渡の相手方	大炊田地区会

<議案第42号>

名称	上町地区学習等供用施設
所在地	宮崎市佐土原町下田島 20295 番地 2
構造及び床面積	鉄筋コンクリート造平家建 133.86㎡
譲渡の相手方	上町自治会

<議案第43号>

名称	春日台地区学習等供用施設
所在地	宮崎市佐土原町下田島 20614 番地 1
構造及び床面積	鉄筋コンクリート造平家建 135.05㎡
譲渡の相手方	春日台自治会

<議案第44号>

名称	西十地区学習等供用施設
所在地	宮崎市佐土原町上田島 3829 番地 2
構造及び床面積	鉄筋コンクリート造平家建 131.51㎡
譲渡の相手方	西十一区自治会及び西十二区自治会

<議案第45号>

名称	新城地区学習等供用施設
所在地	宮崎市佐土原町上田島 2154 番地
構造及び床面積	鉄筋コンクリート造平家建 134.11㎡
譲渡の相手方	新城地区自治会

<議案第46号>

名称	天神地区学習等供用施設
所在地	宮崎市佐土原町下田島 7853 番地 2
構造及び床面積	鉄筋コンクリート造平家建 132.22㎡
譲渡の相手方	天神地区自治会

<議案第47号>

名称	西春田地区学習等供用施設
所在地	宮崎市佐土原町上田島 3987 番地
構造及び床面積	鉄筋コンクリート造平家建 133.44㎡
譲渡の相手方	西春田地区自治会

<議案第48号>

名称	上江・佐賀利地区学習等供用施設
所在地	宮崎市佐土原町下田島 4009 番地
構造及び床面積	鉄筋コンクリート造平家建 120.78㎡
譲渡の相手方	佐賀利自治会

<議案第49号>

名称	西野久尾地区学習等供用施設
所在地	宮崎市佐土原町上田島 8328 番地 2
構造及び床面積	鉄筋コンクリート造平家建 120.76㎡
譲渡の相手方	西野久尾自治会

<議案第50号>

名称	久保土地地区学習等供用施設
所在地	宮崎市佐土原町上田島 9227 番地 3
構造及び床面積	鉄筋コンクリート造平家建 120.12㎡
譲渡の相手方	久保土地地区自治会

<議案第51号>

名称	田中地区学習等供用施設
所在地	宮崎市佐土原町上田島 688 番地
構造及び床面積	鉄筋コンクリート造平家建 119.28㎡
譲渡の相手方	田中区自治会

<議案第52号>

名称	徳ヶ淵地区学習等供用施設
所在地	宮崎市佐土原町下田島 196 番地
構造及び床面積	鉄筋コンクリート造平家建 120.72㎡
譲渡の相手方	徳ヶ淵自治会

<議案第53号>

名称	久谷地区学習等供用施設
所在地	宮崎市佐土原町下田島 20732 番地 39
構造及び床面積	鉄筋コンクリート造平家建 120.80㎡
譲渡の相手方	久谷地区会

<議案第54号>

名称	光陽台地区学習等供用施設
所在地	宮崎市佐土原町下那珂 4750 番地 355
構造及び床面積	鉄筋コンクリート造平家建 310.16㎡
譲渡の相手方	光陽台1区自治会、光陽台2区自治会及び光陽台3区自治会

<議案第55号>

名称	東町地区学習等供用施設
所在地	宮崎市佐土原町下田島 19422 番地 30
構造及び床面積	鉄筋コンクリート造2階建 310.55㎡
譲渡の相手方	東町区自治会

<議案第56号>

名称	宮本地区学習等供用施設
所在地	宮崎市佐土原町下田島 12217 番地 1
構造及び床面積	鉄筋コンクリート造2階建 310.30㎡
譲渡の相手方	宮本自治会

<議案第57号>

名称	宮崎市追手地区コミュニティセンター
所在地	宮崎市佐土原町上田島 1311 番地 1
構造及び床面積	鉄骨造平家建 221.64㎡
譲渡の相手方	追手自治会

◇提案理由

土地の買収について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出するもの。

◇概要

公益財団法人宮崎県環境整備公社の解散に伴い、令和3年度以降は、本市がエコクリーンプラザみやぎの運営主体となるため、国富町、綾町及び西都児湯環境整備事務組合から、施設の管理運営に必要な用地を取得するもの。

- | | |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 土地の所在地 | 宮崎市大字大瀬町字倉谷 6176 番 1 ほか 9 筆 |
| 土地の種別 | 山林及び公衆用道路 |
| 土地の面積 | 61,460.21 m ² 相当
(総面積 443,756 m ² のうち 10,000 分の 1,385) |
| (2) 買収の方法 | 随意契約 |
| (3) 買収予定価格 | 117,038,300 円 |
| (4) 買収の相手方 | 国富町、綾町及び西都児湯環境整備事務組合 |

◇提案理由

土地の買収について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出するもの。

◇概要

公益財団法人宮崎県環境整備公社の解散に伴い、令和3年度以降は、本市がエコクリーンプラザみやぎの運営主体となるため、同公社から、施設の管理運営に必要な用地を取得するもの。

- | | |
|------------|------------------------------|
| (1) 土地の所在地 | 宮崎市大字大瀬町字倉谷 6176 番 23 ほか 2 筆 |
| 土地の種別 | 山林 |
| 土地の面積 | 31,213 m ² |
| (2) 買収の方法 | 随意契約 |
| (3) 買収予定価格 | 61,599,200 円 |
| (4) 買収の相手方 | 公益財団法人宮崎県環境整備公社 |

◇提案理由

土地の売却について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出するもの。

◇概要

- (1) 土地の所在地 宮崎市大字糸原字井手ノ元 1963 番 26 ほか 1 筆
(倉岡ニュータウン業務用地)
- 土地の種類 宅地
- 土地の面積 10,197.02 m²
- (2) 売却の方法 随意契約
- (3) 売却価格 99,598,844 円
- (4) 売却の相手方 九州東邦株式会社

◇提案理由

当該路線を廃止することについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、本案を提出するもの。

◇廃止路線合計

(1) 事業関係		
区画整理事業に伴う廃止ほか	59 路線	10,777.5m
計	59 路線	10,777.5m

◇提案理由

一般の交通の用に供するため、当該路線を市道に認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、本案を提出するもの。

◇認定路線合計

(1) 事業関係		
区画整理事業に伴う認定ほか	81 路線	14,465.4m
(2) 開発行為関係	11 路線	1,241.1m
計	92 路線	15,706.5m

議案第63号 「旭町・広瀬台地区学習等供用施設等の指定管理者の指定について」の議決事項の一部変更について 【地域コミュニティ課】

◇提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により議決された事項の一部を変更するため、本案を提出するもの。

◇変更事項

片瀬・下山地区学習等供用施設、小牧台地区学習等供用施設、黒田地区学習等供用施設、田ノ上地区学習等供用施設及び田島地区学習等供用施設の指定の期間について、「平成28年4月1日から平成33年3月31日まで」を「平成28年4月1日から令和3年7月31日まで」に変更する。

◇変更理由

当該5施設については、他の学習等供用施設等23施設と同様に令和3年4月1日付で地元自治会に無償譲渡する予定であったが、本年度に実施している防衛省の補助事業完了後に、財産処分の手続きを行うため。

※（参考）議決内容

当初議案：旭町・広瀬台地区学習等供用施設等の指定管理者の指定について
（平成27年12月定例会 議案第172号）

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
旭町・広瀬台地区学習等供用施設	旭町・広瀬台地区	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
片瀬・下山地区学習等供用施設	片瀬・下山地区自治会	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
松小路地区学習等供用施設	松小路地区	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
石崎地区学習等供用施設	石崎地区	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
小牧台地区学習等供用施設	小牧台地区	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
平松地区学習等供用施設	平松地区自治会	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
下那珂地区学習等供用施設	馬場・成枝地区	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
福島地区学習等供用施設	福島地区自治会	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで

梅野地区学習等供用施設	梅野地区会	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
大炊田地区学習等供用施設	大炊田地区会	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
上町地区学習等供用施設	上町自治会	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
春日台地区学習等供用施設	春日台自治会	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
西十地区学習等供用施設	西十地区	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
新城地区学習等供用施設	新城地区自治会	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
天神地区学習等供用施設	天神地区自治会	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
黒田地区学習等供用施設	黒田地区自治会	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
西春田地区学習等供用施設	西春田地区自治会	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
上江・佐賀利地区学習等供用施設	上江・佐賀利地区	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
西野久尾地区学習等供用施設	西野久尾地区自治会	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
久保土地地区学習等供用施設	久保土地地区自治会	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
田中地区学習等供用施設	田中区自治会	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
田ノ上地区学習等供用施設	田ノ上自治会	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
徳ヶ淵地区学習等供用施設	徳ヶ淵自治会	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
久谷地区学習等供用施設	久谷地区会	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
光陽台地区学習等供用施設	光陽台地区	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
田島地区学習等供用施設	田島地区自治会	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
東町地区学習等供用施設	東町区自治会	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで

宮本地区学習等供用施設	宮本自治会	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで
宮崎市追手地区コミュニティ センター	追手自治会	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで

議案第 6 4 号 包括外部監査契約の締結について

【監査事務局】

◇提案理由

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により、本案を提出するもの。

◇契約の概要

- | | |
|-------------|-------------------------|
| (1) 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| (2) 契約の始期 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| (3) 契約の金額 | 10,460,186 円を上限とする額 |
| (4) 費用の支払方法 | 監査の結果に関する報告書提出後一括払い |
| (5) 契約の相手方 | 税理士 |

議案第65号から議案第105号まで 条例案（41件）

議案第65号 宮崎市事務分掌条例の一部改正について

【人事課】

◇提案理由

機構の見直しに伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

地域振興部の分掌事務について（第2条）

- （1） 「環境衛生に関する事項」を環境部へ移管する。
- （2） 「計量及び消費生活に関する事項」を観光商工部へ移管する。

◇施行期日

令和3年4月1日

◇提案理由

旭町・広瀬台地区学習等供用施設等の用途廃止を行う等のため。

◇主な内容

1 松小路地区学習等供用施設の位置（町名地番）の変更（第1条）

別表第1中、「松小路地区学習等供用施設」の位置を次のように改める。

名称	位置
松小路地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町松小路11番地1

2 下那珂地区学習等供用施設の直営化及び学習等供用施設の用途廃止（第2条）

(1) 第5条及び第7条第1項中「那珂地区公民館」を「下那珂地区学習等供用施設及び那珂地区公民館」に改める。

(2) 学習等供用施設22施設を廃止する。

名称	位置
旭町・広瀬台地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島20304番地1
松小路地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町松小路11番地1
石崎地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下那珂2043番地
平松地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島16126番地
福島地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島14279番地1
梅野地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島12074番地1
大炊田地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島11153番地1
上町地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島20295番地2
春日台地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島20614番地1
西十地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町上田島3829番地2
新城地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町上田島2154番地
天神地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島7853番地2
西春田地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町上田島3987番地
上江・佐賀利地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島4009番地
西野久尾地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町上田島8328番地2
久保土地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町上田島9227番地3
田中地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町上田島688番地
徳ヶ淵地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島196番地
久谷地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島20732番地39
光陽台地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下那珂4750番地355
東町地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島19422番地30
宮本地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島12217番地1

◇施行期日

令和3年4月1日（ただし、1は公布の日施行）

議案第67号 宮崎市子どもの未来応援基金条例の制定について

【子育て支援課】

◇提案理由

全ての子どもが生まれ育った環境にかかわらず、自らの未来に希望を持ち、健やかに成長できるまちづくりを推進することを目的として、新たに基金を設置するため。

◇主な内容

1 積立て等（第2条）

- ・ 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。
- ・ 寄附金その他の寄附財産は、基金として積み立て、又は維持するものとする。

2 管理（第3条）

- ・ 基金に属する現金その他の財産は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- ・ 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金の処理（第4条）

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

4 処分（第6条）

市長は基金設置の目的のため必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

◇施行期日

公布の日

◇提案理由

エコクリーンプラザみやざきの維持管理等に要する経費の財源に充てることを目的として、新たに基金を設置するため。

◇主な内容

1 設置（第1条）

次に掲げる目的を達成するため、宮崎市一般廃棄物処理施設維持管理等基金を設置する。

- (1) エコクリーンプラザみやざきの維持管理、大規模修繕及び解体撤去に要する経費の財源に充てること。
- (2) エコクリーンプラザみやざきの周辺地域の振興に関する事業に要する経費の財源に充てること。

2 積立て（第2条）

- ・ 上記1の(1)に掲げる目的を達成するための基金として積み立てる額は、公益財団法人宮崎県環境整備公社の解散に伴い譲渡された現金の額とする。
- ・ 上記1の(2)に掲げる目的を達成するための基金として積み立てる額は、一般廃棄物の処理に係る事務の委託に伴い綾町及び西都児湯環境整備事務組合から納付された負担金のうち予算で定める額とする。

3 管理（第3条）

- ・ 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- ・ 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

4 運用益金の処理（第4条）

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

5 処分（第6条）

市長は、上記1の(1)及び(2)に掲げる目的のために必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

6 その他（附則による廃止）

宮崎市佐土原廃棄物処理施設周辺地域振興基金条例を廃止する。

◇施行期日

令和3年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第69号 宮崎市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例
の一部改正について 【工業政策課】

◇提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、同省令の名称の変更を行う。

◇施行期日

公布の日

◇提案理由

食品衛生法施行令等の改正に伴い、所要の改正を行う等のため。

◇主な内容

1 動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく事務（別表の11） 【保健衛生課】

犬又は猫の引取り手数料の見直しを行うもの。

手数料の名称	変更後	現行
犬の引取り手数料	生後91日未満の犬 10頭までごとにつき 2,000円	生後91日未満の犬 1頭につき 740円
猫の引取り手数料	生後91日以上の猫 1匹につき 2,000円	1匹（子ねこにあっては、 1腹）につき 740円
	生後91日未満の猫 10匹までごとにつき 2,000円	

2 食品等取扱条例の規定に基づく事務（別表の13） 【保健衛生課】

食品等取扱業登録又は登録更新手数料及び食品等取扱業登録証票、鑑札又は合格証の再交付手数料の規定について全て削除する。

3 食品衛生法及び食品衛生法施行令の規定に基づく事務（別表の22） 【保健衛生課】

食品衛生法及び食品衛生法施行令の改正に伴い、手数料の名称及び手数料を改める。

手数料の名称	金額
飲食店営業許可申請手数料	イ 常時営業 1件につき 17,000円
	ロ 臨時営業 1件につき 3,000円
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料	1件につき 9,600円
食肉販売業許可申請手数料	1件につき 10,200円
魚介類販売業許可申請手数料	1件につき 10,200円
魚介類競り売り営業許可申請手数料	1件につき 23,000円
集乳業許可申請手数料	1件につき 10,200円
乳処理業許可申請手数料	1件につき 23,000円
特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	1件につき 23,000円
食肉処理業許可申請手数料	1件につき 23,000円
食品の放射線照射業許可申請手数料	1件につき 23,000円
菓子製造業許可申請手数料	1件につき 17,000円
アイスクリーム類製造業許可申請手数料	1件につき 17,000円

乳製品製造業許可申請手数料	1件につき	23,000円
清涼飲料水製造業許可申請手数料	1件につき	23,000円
食肉製品製造業許可申請手数料	1件につき	23,000円
水産製品製造業許可申請手数料	1件につき	17,000円
氷雪製造業許可申請手数料	1件につき	23,000円
液卵製造業許可申請手数料	1件につき	23,000円
食用油脂製造業許可申請手数料	1件につき	23,000円
みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	1件につき	17,000円
酒類製造業許可申請手数料	1件につき	17,000円
豆腐製造業許可申請手数料	1件につき	17,000円
納豆製造業許可申請手数料	1件につき	17,000円
麺類製造業許可申請手数料	1件につき	17,000円
そうざい製造業許可申請手数料	1件につき	23,000円
複合型そうざい製造業許可申請手数料	1件につき	25,500円
冷凍食品製造業許可申請手数料	1件につき	23,000円
複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	1件につき	25,500円
漬物製造業許可申請手数料	1件につき	17,000円
密封包装食品製造業許可申請手数料	1件につき	23,000円
食品の小分け業許可申請手数料	1件につき	10,200円
添加物製造業許可申請手数料	1件につき	23,000円

4 狂犬病予防法及び狂犬病予防法施行令の規定に基づく事務（別表の23）

【保健衛生課】

犬の返還手数料の見直しを行うもの。

手数料の名称		金額	
		変更後	現行
犬の返還手数料	1頭につき	4,110円	4,050円

5 都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく事務（別表の35）【建築行政課】

備考欄に次の項目を追加するもの。

- 3 第1号及び第2号の場合において、低炭素化の基準告示Iの第2の2-3(2)口の数値を設計一次エネルギー消費量とするときの手数料の額は、床面積の合計から共用部分の床面積を除いて算定した額とする。

6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく事務（別表の36）

【建築行政課】

- 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料について、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下「基準省令」という。）の改正に伴い、建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請を行う建築物で事前審査適合建築物であることを

証明する書類の提出がない場合の認定事務の手数料を新設するもの。

手数料の 名称	手数料の額			
	建築物1棟につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額			
			適合義務対象部分の床面積 (㎡)	金額 (円)
建築物エ ネルギー 消費性 能基準 適合認 定申請 手数料	モデル住 宅によ り審査す る場合	一戸建て の住宅	200 未満	18,000
			200 以上	19,000
		共同住宅	300 未満	32,000
			300 以上 2,000 未満	55,000
			2,000 以上 5,000 未満	98,000
			5,000 以上	148,000

- 備考欄に次の項目を追加するもの。

4 第3号から第5号までの場合において、基準省令第4条第3項第2号の数値を設計一次エネルギー消費量とするときの手数料の額は、床面積の合計から共用部分の床面積を除いて算定した額とする。

◇施行期日

「5（別表の35）」及び「6（別表の36）」：公布の日

「2（別表の13）」及び「3（別表の22）」：令和3年6月1日

「1（別表の11）」及び「4（別表の23）」：令和3年7月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

追手地区コミュニティセンターの用途廃止を行うため。

◇主な内容

- 1 条例中、追手地区コミュニティセンターに係る規定を削る。

- 2 宮崎市コミュニティセンター条例の改正に伴い、同条例の規定を準用している宮崎市教育情報研修センター条例の第6条についても併せて改正する。（附則による改正）

◇施行期日

令和3年4月1日

◇提案理由

養護老人ホームの設備及び運営の基準に係る本市の独自基準を明確にするため。

◇主な内容

1 養護老人ホームの設備及び運営の基準

(1) 宮崎市の独自基準

ア 非常災害対策（第3条後段）

東日本大震災を踏まえ、「火災のほか、施設の立地環境に応じ、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象等による非常災害に関する具体的計画を立てる」とし、具体的な災害の種類等を追加する。

イ 記録の保存期間（第4条）

職員の勤務及び資格に関する記録並びに処遇計画等について、保存期間を5年間とする。

ウ 居室及び便所の基準（第5条）

(ア) 居室については、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「省令」という。）に定める設備に加え、緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けなければならない。

(イ) 便所については、居室のある階ごとに居室に近接して設けなければならない。

(2) その他の基準（第3条前段）

(1)に定めるもののほか、省令の定めるところによる。

2 検討（附則第3項）

省令その他この条例に関連する法令の規定が改正されたときは、速やかに、この条例の改正の要否を検討し、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うものとする。

◇施行期日

令和3年4月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に係る本市の独自基準を明確にするため。

◇主な内容

1 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準

(1) 宮崎市の独自基準

ア 非常災害対策（第3条後段）

東日本大震災を踏まえ、「火災のほか、施設の立地環境に応じ、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象等による非常災害に関する具体的計画を立てる」とし、具体的な災害の種類等を追加する。

イ 居室の定員（第4条）

特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。）における居室1室当たりの定員は、市長が特に必要があると認めるときは、4人以下とすることができる。

ウ 記録の保存期間（第5条）

職員の勤務及び資格に関する記録並びに入所者の処遇に関する計画等について、保存期間を5年間とする。

(2) その他の基準（第3条前段）

(1)に定めるもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「省令」という。）の定めるところによる。

2 検討（附則第3項）

省令その他この条例に関連する法令の規定が改正されたときは、速やかに、この条例の改正の要否を検討し、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うものとする。

◇施行期日

令和3年4月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

軽費老人ホームの設備及び運営の基準に係る本市の独自基準を明確にするため。

◇主な内容

1 軽費老人ホームの設備及び運営の基準

(1) 宮崎市の独自基準

ア 非常災害対策（第3条後段）

東日本大震災を踏まえ、「火災のほか、施設の立地環境に応じ、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象等による非常災害に関する具体的計画を立てる」とし、具体的な災害の種類等を追加する。

イ 記録の保存期間（第4条）

職員の勤務及び資格に関する記録並びに入所者に提供するサービスに関する計画等について、保存期間を5年間とする。

ウ 居室の基準（附則第3項）

軽費老人ホームA型の居室については、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「省令」という。）附則に定める設備に加え、緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けなければならない。

(2) その他の基準（第3条前段）

(1)に定めるもののほか、省令の定めるところによる。

2 検討（附則第4項）

省令その他この条例に関連する法令の規定が改正されたときは、速やかに、この条例の改正の要否を検討し、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うものとする。

◇施行期日

令和3年4月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に係る本市の独自基準を明確にするため。

◇主な内容

1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等

(1) 宮崎市の独自基準

ア 非常災害対策（第3条後段）

東日本大震災を踏まえ、「火災のほか、施設の立地環境に応じ、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象等による非常災害に関する具体的計画を立てる」とし、具体的な災害の種類等を追加する。

イ 記録の保存期間（第4条）

従業者の勤務の記録及び保険給付の請求に係る記録並びに提供した具体的なサービスの内容等の記録等について、保存期間を5年間とする。

(2) その他の基準等（第3条前段）

(1)に定めるもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等（以下「省令等」という。）の定めるところによる。

2 検討（附則第3項）

省令等その他この条例に関連する法令の規定が改正されたときは、速やかに、この条例の改正の要否を検討し、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うものとする。

◇施行期日

令和3年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第76号 宮崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の
制定について 【介護保険課】

◇提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に係る本市の独自基準を明確にするため。

◇主な内容

1 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等

(1) 宮崎市の独自基準

- ・ 記録の保存期間（第4条）

従業者の勤務の記録及び保険給付の請求に係る記録並びに居宅サービス計画等の記録について、保存期間を5年間とする。

(2) その他の基準等（第3条）

(1)に定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等（以下「省令等」という。）の定めるところによる。

2 検討（附則第3項）

省令等その他この条例に関連する法令の規定が改正されたときは、速やかに、この条例の改正の要否を検討し、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うものとする。

◇施行期日

令和3年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第77号 宮崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の
制定について 【介護保険課】

◇提案理由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に係る本市の独自基準を明確にするため。

◇主な内容

1 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等

(1) 宮崎市の独自基準

- ・ 記録の保存期間（第4条）

従業者の勤務の記録及び保険給付の請求に係る記録並びに介護予防サービス計画等について、保存期間を5年間とする。

(2) その他の基準等（第3条）

(1)に定めるもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等（以下「省令等」という。）の定めるところによる。

2 検討（附則第3項）

省令等その他この条例に関連する法令の規定が改正されたときは、速やかに、この条例の改正の要否を検討し、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うものとする。

◇施行期日

令和3年4月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に係る本市の独自基準を明確にするため。

◇主な内容

1 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等

(1) 宮崎市の独自基準

ア 非常災害対策（第4条後段）

東日本大震災を踏まえ、「火災のほか、施設の立地環境に応じ、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象等による非常災害に関する具体的計画を立てる」とし、具体的な災害の種類等を追加する。

イ 居室の定員（第5条）

指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。）における居室1室当たりの定員は、市長が特に必要があると認めるときは、4人以下とすることができる。

ウ 記録の保存期間（第6条）

従業者の勤務の記録及び保険給付の請求に係る記録並びに提供した具体的なサービスの内容等の記録等について、保存期間を5年間と規定する。

(2) その他の基準等（第4条前段）

(1)に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等（以下「省令等」という。）の定めるところによる。

2 検討（附則第3項）

省令等その他この条例に関連する法令の規定が改正されたときは、速やかに、この条例の改正の要否を検討し、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うものとする。

◇施行期日

令和3年4月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に係る本市の独自基準を明確にするため。

◇主な内容

1 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準

(1) 宮崎市の独自基準

ア 非常災害対策（第4条後段）

東日本大震災を踏まえ、「火災のほか、施設の立地環境に応じ、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象等による非常災害に関する具体的計画を立てる」とし、具体的な災害の種類等を追加する。

イ 居室の定員（第5条）

指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。）における居室1室当たりの定員は、市長が特に必要があると認めるときは、4人以下とすることができる。

ウ 記録の保存期間（第6条）

従業者の勤務の記録及び保険給付の請求に係る記録並びに提供した具体的なサービスの内容等の記録等について、保存期間を5年間とする。

(2) その他の基準（第4条前段）

(1)に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（以下「省令」という。）の定めるところによる。

2 検討（附則第3項）

省令その他この条例に関連する法令の規定が改正されたときは、速やかに、この条例の改正の要否を検討し、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うものとする。

◇施行期日

令和3年4月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に係る本市の独自基準を明確にするため。

◇主な内容

1 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準

(1) 宮崎市の独自基準

ア 非常災害対策（第3条後段）

東日本大震災を踏まえ、「火災のほか、施設の立地環境に応じ、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象等による非常災害に関する具体的計画を立てる」とし、具体的な災害の種類等を追加する。

イ 記録の保存期間（第4条）

従業者の勤務の記録及び保険給付の請求に係る記録並びに提供した具体的なサービスの内容等の記録等について、保存期間を5年間とする。

(2) その他の基準（第3条前段）

(1)に定めるもののほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（以下「省令」という。）の定めるところによる。

2 検討（附則第3項）

省令その他この条例に関連する法令の規定が改正されたときは、速やかに、この条例の改正の要否を検討し、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うものとする。

◇施行期日

令和3年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第 8 1 号 宮崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の
制定について 【介護保険課】

◇提案理由

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に係る本市の独自基準を明確にするため。

◇主な内容

1 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準

(1) 宮崎市の独自基準

ア 非常災害対策（第 3 条後段）

東日本大震災を踏まえ、「火災のほか、施設の立地環境に応じ、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象等による非常災害に関する具体的計画を立てる」とし、具体的な災害の種類等を追加する。

イ 記録の保存期間（第 4 条）

従業者の勤務の記録及び保険給付の請求に係る記録並びに提供した具体的なサービスの内容等の記録等について、保存期間を 5 年間とする。

(2) その他の基準（第 3 条前段）

(1)に定めるもののほか、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（以下「省令」という。）の定めるところによる。

2 検討（附則第 3 項）

省令その他この条例に関連する法令の規定が改正されたときは、速やかに、この条例の改正の要否を検討し、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うものとする。

◇施行期日

令和 3 年 4 月 1 日（経過措置の規定あり）

議案第 8 2 号 宮崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
の制定について 【介護保険課】

◇提案理由

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に係る本市の独自基準を明確にするため。

◇主な内容

1 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準

(1) 宮崎市の独自基準

ア 非常災害対策（第 3 条後段）

東日本大震災を踏まえ、「火災のほか、施設の立地環境に応じ、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象等による非常災害に関する具体的計画を立てる」とし、具体的な災害の種類等を追加する。

イ 記録の保存期間（第 4 条）

従業者の勤務の記録及び保険給付の請求に係る記録並びに提供した具体的なサービスの内容等の記録等について、保存期間を 5 年間とする。

(2) その他の基準（第 3 条前段）

(1)に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（以下「省令」という。）の定めるところによる。

2 検討（附則第 3 項）

省令その他この条例に関連する法令の規定が改正されたときは、速やかに、この条例の改正の要否を検討し、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うものとする。

◇施行期日

令和 3 年 4 月 1 日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等に係る本市の独自基準を明確にするため。

◇主な内容

1 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等

(1) 宮崎市の独自基準

ア 非常災害対策（第 3 条後段）

東日本大震災を踏まえ、「火災のほか、施設の立地環境に応じ、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象等による非常災害に関する具体的計画を立てる」とし、具体的な災害の種類等を追加する。

イ 記録の保存期間（第 4 条）

従業者の勤務の記録及び保険給付の請求に係る記録並びに提供した具体的なサービスの内容等の記録等について、保存期間を 5 年間とする。

(2) その他の基準等（第 3 条前段）

(1)に定めるもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等（以下「省令等」という。）の定めるところによる。

2 検討（附則第 4 項）

省令等その他この条例に関連する法令の規定が改正されたときは、速やかに、この条例の改正の要否を検討し、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うものとする。

3 その他（附則による廃止）

宮崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例附則第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた宮崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例を廃止する。

◇施行期日

令和 3 年 4 月 1 日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等に係る本市の独自基準を明確にするため。

◇主な内容

1 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等

(1) 宮崎市の独自基準

ア 非常災害対策（第3条後段）

東日本大震災を踏まえ、「火災のほか、施設の立地環境に応じ、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象等による非常災害に関する具体的計画を立てる」とし、具体的な災害の種類等を追加する。

イ 記録の保存期間（第4条）

従業者の勤務の記録及び保険給付の請求に係る記録並びに提供した具体的なサービスの内容等の記録等について、保存期間を5年間とする。

(2) その他の基準等（第3条前段）

(1)に定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等（以下「省令等」という。）の定めるところによる。

2 検討（附則第3項）

省令等その他この条例に関連する法令の規定が改正されたときは、速やかに、この条例の改正の要否を検討し、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うものとする。

◇施行期日

令和3年4月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に係る本市の独自基準を明確にするため。

◇主な内容

1 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等

(1) 宮崎市の独自基準

- ・ 非常災害対策（第 3 条後段）

東日本大震災を踏まえ、「火災のほか、施設の立地環境に応じ、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象等による非常災害に関する具体的計画を立てる」とし、具体的な災害の種類等を追加する。

(2) その他の基準等（第 3 条前段）

(1)に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等（以下「省令等」という。）の定めるところによる。

2 検討（附則第 3 項）

省令等その他この条例に関連する法令の規定が改正されたときは、速やかに、この条例の改正の要否を検討し、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うものとする。

◇施行期日

令和 3 年 4 月 1 日（経過措置の規定あり）

議案第86号 宮崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の
制定について 【障がい福祉課】

◇提案理由

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に係る本市の独自基準を明確にするため。

◇主な内容

1 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等

(1) 宮崎市の独自基準

- ・ 非常災害対策（第3条後段）

東日本大震災を踏まえ、「火災のほか、施設の立地環境に応じ、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象等による非常災害に関する具体的計画を立てる」とし、具体的な災害の種類等を追加する。

(2) その他の基準等（第3条前段）

(1)に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等（以下「省令等」という。）の定めるところによる。

2 検討（附則第3項）

省令等その他この条例に関連する法令の規定が改正されたときは、速やかに、この条例の改正の要否を検討し、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うものとする。

◇施行期日

令和3年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第 87 号 宮崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
の一部改正について 【障がい福祉課】

◇提案理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

指定障害児通所支援事業者等に対し、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう義務付ける。（第 4 条）

◇施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

議案第 88 号 宮崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定に
ついて

【障がい福祉課】

◇提案理由

障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に係る本市の独自基準を明確にするため。

◇主な内容

1 障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準

(1) 宮崎市の独自基準

・ 非常災害対策（第 3 条後段）

東日本大震災を踏まえ、「火災のほか、施設の立地環境に応じ、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象等による非常災害に関する具体的計画を立てる」とし、具体的な災害の種類等を追加する。

(2) その他の基準（第 3 条前段）

(1)に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（以下「省令」という。）の定めるところによる。

2 検討（附則第 3 項）

省令その他この条例に関連する法令の規定が改正されたときは、速やかに、この条例の改正の要否を検討し、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うものとする。

◇施行期日

令和 3 年 4 月 1 日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

障害者支援施設の設備及び運営の基準に係る本市の独自基準を明確にするため。

◇主な内容

1 障害者支援施設の設備及び運営の基準

(1) 宮崎市の独自基準

・ 非常災害対策（第 3 条後段）

東日本大震災を踏まえ、「火災のほか、施設の立地環境に応じ、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象等による非常災害に関する具体的計画を立てる」とし、具体的な災害の種類等を追加する。

(2) その他の基準（第 3 条前段）

(1)に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（以下「省令」という。）の定めるところによる。

2 検討（附則第 3 項）

省令その他この条例に関連する法令の規定が改正されたときは、速やかに、この条例の改正の可否を検討し、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うものとする。

◇施行期日

令和 3 年 4 月 1 日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

地域活動支援センターの設備及び運営の基準に係る本市の独自基準を明確にするため。

◇主な内容

1 地域活動支援センターの設備及び運営の基準

(1) 宮崎市の独自基準

・ 非常災害対策（第3条後段）

東日本大震災を踏まえ、「火災のほか、施設の立地環境に応じ、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象等による非常災害に関する具体的計画を立てる」とし、具体的な災害の種類等を追加する。

(2) その他の基準（第3条前段）

(1)に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（以下「省令」という。）の定めるところによる。

2 検討（附則第3項）

省令その他この条例に関連する法令の規定が改正されたときは、速やかに、この条例の改正の要否を検討し、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うものとする。

◇施行期日

令和3年4月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

福祉ホームの設備及び運営の基準に係る本市の独自基準を明確にするため。

◇主な内容

1 福祉ホームの設備及び運営の基準

(1) 宮崎市の独自基準

・ 非常災害対策（第3条後段）

東日本大震災を踏まえ、「火災のほか、施設の立地環境に応じ、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象等による非常災害に関する具体的計画を立てる」とし、具体的な災害の種類等を追加する。

(2) その他の基準（第3条前段）

(1)に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（以下「省令」という。）の定めるところによる。

2 検討（附則第3項）

省令その他この条例に関連する法令の規定が改正されたときは、速やかに、この条例の改正の要否を検討し、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うものとする。

◇施行期日

令和3年4月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

社会福祉法の改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定めるため。

◇主な内容

1 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準

(1) 宮崎市の独自基準

ア 非常災害対策（第3条後段）

東日本大震災を踏まえ、「火災のほか、施設の立地環境に応じ、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象等による非常災害に関する具体的計画を立てる」とし、具体的な災害の種類等を追加する。

イ 暴力団の排除（第4条）

無料低額宿泊所の運営に当たっては、宮崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(2) その他の基準（第3条前段）

(1)に定めるもののほか、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（以下「省令」という。）の定めるところによる。

2 検討（附則第3項）

省令その他この条例に関連する法令の規定が改正されたときは、速やかに、この条例の改正の要否を検討し、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うものとする。

◇施行期日

令和3年4月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

介護老人保健施設「さざんか苑」の用途廃止及び田野病院の入院患者室使用料の額の改定を行う等のため。

◇主な内容

1 設置（第1条、第2条、第4条）

介護老人保健施設「さざんか苑」（宮崎市田野町南原1丁目6番地2）の用途廃止に伴い、第1条（設置）の表の削除等を行う。

2 使用料等の額（別表）

田野病院の入院患者室使用料の額を1日につき8,250円（現行3,300円）以内で規則で定める額とする。

3 その他（附則による廃止）

宮崎市介護老人保健施設条例を廃止する。

◇施行期日

令和4年4月1日（ただし、2は令和3年7月1日施行。経過措置の規定あり。）

◇提案理由

総合発達支援センターの相談室、福祉型児童発達支援センター及び生活介護を行う施設の利用に係る使用料等を定めるため。

◇主な内容

1 使用料等（第11条）

総合発達支援センターの次の施設の利用に係る使用料及び手数料を規定する。

(1) 相談室 次の利用区分に応じた額

利用区分	使用料及び手数料の額
保育所等訪問支援に係る利用	児童福祉法（以下「法」という。）第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
障害児相談支援に係る利用	法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 福祉型児童発達支援センター ア及びイに掲げる額の合計額

ア 法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

イ 規則で定める通所特定費用の額

(3) 生活介護を行う施設 ア及びイに掲げる額の合計額

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

イ 規則で定める特定費用の額

◇施行期日

令和3年4月1日

◇提案理由

旅館業の営業者が講ずべき衛生の措置の基準等の改正を行うため。

◇主な内容

1 衛生の措置の基準の改正（別表第1）

- ・ 浴槽水の消毒に当たって、塩素系薬剤（結合塩素のモノクロラミンを除く。）を使用するときの遊離残留塩素濃度を、常時1リットル中「0.2ミリグラム以上」から「0.4ミリグラム以上」に改める。
- ・ 浴槽水の消毒に当たって、結合塩素のモノクロラミンを使用するときは、結合残留塩素濃度は、1リットル中3ミリグラム程度に保つこと。
- ・ オーバーフロー水の還水系統を設置する場合は、当該オーバーフロー水の還水系統の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うこと。
- ・ 水位計配管は、1週間に1回以上、適切な方法で生物膜を除去し、及び消毒すること。
- ・ その他シャワー等の衛生の措置の基準について規定。

2 構造設備の基準の改正（別表第2）

- ・ オーバーフロー水の還水系統を設置する場合は、当該オーバーフロー水の還水系統は直接循環配管に接続しない構造であること。
- ・ 水位計を設置する場合は、その配管内の洗浄及び消毒ができる構造又は配管等を要しないセンサー方式であること。

◇施行期日

令和3年7月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

公衆浴場の営業者が講ずべき衛生及び風紀の措置の基準等の改正を行うため。

◇主な内容

1 構造設備の基準の改正（別表第1）

- ・ オーバーフロー水の還水系統を設置する場合は、当該オーバーフロー水の還水系統は直接循環配管に接続しない構造であること。
- ・ 水位計を設置する場合は、その配管内の洗浄及び消毒ができる構造又は配管等を要しないセンサー方式であること。
- ・ 便所を設ける場所について、「男女別の場所」を「男女それぞれの脱衣室等入浴者が利用しやすい場所」に改める。

2 衛生及び風紀の措置の基準の改正（別表第2）

- ・ 浴槽水の消毒に当たって、塩素系薬剤（結合塩素のモノクロラミンを除く。）を使用するときの遊離残留塩素濃度を、常時1リットル中「0.2ミリグラム以上」から「0.4ミリグラム以上」に改める。
- ・ 浴槽水の消毒に当たって、結合塩素のモノクロラミンを使用するときは、結合残留塩素濃度は、1リットル中3ミリグラム程度に保つこと。
- ・ オーバーフロー水の還水系統を設置する場合は、当該オーバーフロー水の還水系統の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うこと。
- ・ 水位計配管は、1週間に1回以上、適切な方法で生物膜を除去し、及び消毒すること。
- ・ その他シャワー等の衛生及び風紀の措置の基準について規定。

◇施行期日

令和3年7月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

食品衛生法の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

食品衛生法の改正に伴い、関係条文の条項ずれの改正を行う。（第3条）

◇施行期日

令和3年6月1日

◇提案理由

公設合併処理浄化槽の設置の申請等に係る手続の変更等を行うため。

◇主な内容

1 設置の申請等（第4条）

- ・ 処理区域内で公設合併処理浄化槽の設置を申請することができる者を、住宅等の所有者又は当該住宅等に係る土地について権原を有する者から住宅等所有者のみに変更する。
- ・ 処理区域内で公設合併処理浄化槽の設置の申請があった場合、当該申請を行った住宅等所有者及び当該公設合併処理浄化槽が設置される土地の所有者から承諾を求めるものとする。

◇施行期日

令和3年4月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

地方税法の改正に伴い、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の規定を設けるため。

◇主な内容

長期譲渡所得に係る国民健康保険税の特例に、低未利用土地等を譲渡した場合の特別控除（100万円。ただし、譲渡益が100万円未満の場合はその額）を加える。（附則第4項、附則第5項）

◇施行期日

令和3年4月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

介護保険における第1号被保険者の保険料率の改定を行う等のため。

◇主な内容

1 保険料率等の改定（第2条及び附則第21項から附則第23項まで）

令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の区分及び保険料率を以下の表の下線部分のとおり改定する。

所得段階	区分		基準額 に対する割合	保険料年額 注…（ ）内は 令和2年度の保 険料年額との増 減額	<参考> 令和2年度の保 険料年額
	市民 税課 税状 況	課税年金収入・合計所得金額等			
1	生活保護受給者		0.3	<u>22,100円</u>	20,500円
	世帯 全員 非課 税	老齢福祉年金受給者又は課税年金 収入+合計所得金額が80万円以下			
		課税年金収入+合計所得金額が80万 円超120万円以下			
2	本 人 非課 税・ 世帯 課税	課税年金収入+合計所得金額が120 万円超	0.5	<u>36,900円</u>	34,200円
3		課税年金収入+合計所得金額が80万 円以下	0.7	<u>51,600円</u>	47,800円
4	本 人 非課 税・ 世帯 課税	課税年金収入+合計所得金額が80万 円超	0.85	<u>62,700円</u>	58,100円
5		課税年金収入+合計所得金額が80万 円超	1.0	<u>73,800円</u> (+5,400円) 基準額	68,400円
6	本 人 課税	合計所得金額125万円未満	1.2	<u>88,500円</u>	82,000円
7		合計所得金額125万円以上210万円 未満	1.35	<u>99,600円</u>	92,300円
8		合計所得金額210万円以上320万円 未満	1.55	<u>114,300円</u>	106,000円
9		合計所得金額320万円以上400万円 未満	1.65	<u>121,700円</u>	112,800円
10		合計所得金額400万円以上600万円 未満	1.95	<u>143,900円</u>	133,300円
11		合計所得金額600万円以上800万円 未満	2.05	<u>151,200円</u>	140,200円
12		合計所得金額800万円以上	2.15	<u>158,600円</u>	147,000円

※ 所得段階1から3までの第1号被保険者については、消費税率の引上げに伴い、保険料を軽減する特例が設けられている。

◇施行期日

令和3年4月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

仮屋原農村公園の用途廃止を行う等のため。

◇主な内容

1 仮屋原農村公園の用途廃止

別表第1中、「仮屋原農村公園」の項を削除する。

2 天神川農村公園の位置（地番）の変更

別表第1中、「天神川農村公園」の位置を次のように改める。

名称	位置
天神川農村公園	宮崎市佐土原町下田島2531番地1

◇施行期日

令和3年4月1日（ただし、2は公布の日施行）

◇提案理由

市道の構造の技術的基準等に係る本市の独自基準を明確にするため。

◇主な内容

1 市道の構造に関する一般的技術的基準（第3条）

(1) 宮崎市の独自基準

ア 路肩の幅員（第2項）

歩道等を設けない道路のうち、歩行者又は自転車の通行空間を確保する必要があるものにあつては、路肩の幅員を1.25メートルとするものとする。

イ 屈折車線又は変速車線を設ける場合における車線の幅員の縮小（第3項）

屈折車線又は変速車線を設ける部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員の縮小規定は、国の基準では第4種道路（都市部の道路）のみであったものを、第3種道路（地方部の道路）にも適用させる。

ウ 屈折車線及び変速車線の幅員の縮小（第4項）

屈折車線及び変速車線の幅員について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては縮小することができる。

(2) その他の基準（第1項）

(1)に定めるもののほか、道路構造令の定めるところによる。

2 市道に設ける道路標識の寸法（第4条）

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の定めるところによる。

※ 宮崎市の独自基準なし。

3 移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準（第5条）

(1) 宮崎市の独自基準

ア 横断歩道に接続する歩道等の部分の構造（第2項）

横断歩道に接続する歩道等と車道等が接する部分で歩行者が通行する部分は、次に定める構造とするものとする。

(ア) 歩道等と車道等との段差と歩道等の切下げに伴うすりつけ部分との間には、平たん部分を設けること。

(イ) 歩道等と車道等が接する切下げ部分には、集水ますが位置しないよう配慮すること。

イ 排水施設の蓋の構造（第3項）

歩道等に設置する排水施設の蓋は、つえ及び車椅子のキャスターが落ち込まない構造とするものとする。

ウ 立体横断施設の階段の構造（第4項）

移動等円滑化された立体横断施設（横断歩道橋等）に設ける階段のけあげの

寸法は16センチメートル以下、踏面の寸法は30センチメートル以上とし、同一の階段では、けあげ及び踏面の寸法をそれぞれ一定の構造とするものとする。

(2) その他の基準（第1項）

(1)に定めるもののほか、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（省令第6条第1項ただし書の規定を除く。）の定めるところによる。

4 検討（附則第4項）

この条例に関連する法令の規定が改正されたときは、速やかに、この条例の改正の要否を検討し、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うものとする。

5 その他（附則による廃止）

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 宮崎市市道の道路標識の寸法を定める条例
- (2) 宮崎市移動等円滑化のために必要な市道の構造の基準に関する条例

◇施行期日

公布の日（経過措置の規定あり）

議案第103号 宮崎市屋外広告物条例の一部改正について

【景観課】

◇提案理由

広告物等の劣化及び損傷の状況についての点検義務を定めるため。

◇主な内容

広告物等の点検義務を規定し、許可を受けた広告物等の許可の更新の申請を行うときに、点検の結果の報告を義務付ける。（第16条の2）

◇施行期日

令和3年7月1日（一部については、令和3年10月1日）

議案第104号 宮崎市水道事業給水条例の一部改正について

【上下水道局 管理部 料金課】

◇提案理由

水道料金の督促手数料を廃止する等のため。

◇主な内容

1 水道料金の督促手数料の廃止（第31条）

水道料金の督促状の発行に関する手数料の規定を削除する。

2 その他（第32条の2）

水道法施行令の改正に伴い、関係条文の条ずれの改正を行う。

◇施行期日

令和3年4月1日（一部については、公布の日。経過措置の規定あり。）

議案第105号 宮崎市工業用水道事業給水条例の一部改正について

【上下水道局 管理部 財務課】

◇提案理由

工業用水道料金の額の改定を行うため。

◇主な内容

基本料金及び特定料金の額を30円（現行20円）とする。（第25条）

◇施行期日

令和3年4月1日（経過措置の規定あり）

4 報告の概要

(1) 和解及び損害賠償の額を定めることに係る専決処分（公用車運転中の事故等）

報告第1号～報告第8号 専決処分の報告について

【報告第1号】 《事故の概要》 市の救急自動車が相手方の有料老人ホームのピロティ部分の天井に接触し、天井の一部が破損した。 《事故発生日》 令和2年12月3日 《事故の場所》 宮崎市大字小松1133番地1 《損害賠償額》 損害に係る賠償 106,700円（市が相手方に対して） 《過失の割合》 市100%	【地域保健課】
【報告第2号】 《事故の概要》 市の軽自動車と相手方の軽自動車が接触し、相手方の人身傷害及び双方の車両破損が生じた。 《事故発生日》 令和2年9月23日 《事故の場所》 宮崎市清武町加納乙191番地3先交差点内 《損害賠償額》 人身傷害に係る賠償 441,773円（市が相手方に対して） 車両損害に係る賠償 231,151円（市が相手方に対して） 《過失の割合》 市90%、相手方10%	【清武総合支所 農林建設課】
【報告第3号】 《事故の概要》 市の軽自動車と相手方の同乗する軽自動車が接触し、相手方の人身傷害が生じた。 《事故発生日》 令和2年9月23日 《事故の場所》 宮崎市清武町加納乙191番地3先交差点内 《損害賠償額》 人身傷害に係る賠償 299,685円（市が相手方に対して）	【清武総合支所 農林建設課】
【報告第4号】 《事故の概要》 駐車中の相手方の普通自動車に市の普通自動車が接触し、相手方の車両破損が生じた。 《事故発生日》 令和2年9月26日 《事故の場所》 宮崎市橘通西1丁目1番1号 宮崎市役所本庁舎下大淀川河川敷駐車場内 《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 128,733円（市が相手方に対して） 《過失の割合》 市100%	【教育委員会 文化財課】
【報告第5号】 《事故の概要》 歩行中の相手方が、転落防止柵が損壊した歩道の切れ目から河川敷に転落し、相手方の人身傷害が生じた。 《事故発生日》 令和2年3月17日 《事故の場所》 宮崎市清武町木原493番11先河川区域内 《損害賠償額》 人身傷害に係る賠償 489,538円（市が相手方に対して） 《過失の割合》 市100%	【市街地整備課】

【報告第6号】	【教育委員会 企画総務課】
《事故の概要》	市立大塚中学校の生徒が授業中に打ったソフトボールが駐車中の相手方の小型自動車に当たり、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和2年12月1日
《事故の場所》	宮崎市大塚町鎌ヶ迫2296番地 市立大塚中学校敷地内
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 9,880円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市100%
【報告第7号】	【教育委員会 企画総務課】
《事故の概要》	強風のため倒れた市のテントが駐車中の相手方の軽自動車に当たり、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和2年11月19日
《事故の場所》	宮崎市下北方町新地849番地 市立大宮小学校敷地内
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 341,704円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市100%
【報告第8号】	【教育委員会 企画総務課】
《事故の概要》	強風のため倒れた市のテントが駐車中の相手方の軽自動車に当たり、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和2年11月19日
《事故の場所》	宮崎市下北方町新地849番地 市立大宮小学校敷地内
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 138,061円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市100%